0 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(平成二十一年内閣府令第七十八号)

十 金融商品取引業等に関する内閣府令 (平成十九年内閣府令第五十二号)

よる信用格付業の業務の内容及び方法、信用格付に関する情報を当該表状況その他の事情を勘案して、有効期間を定めて指定した者(以下この項において「特定関係法人」という。)の付与した信用格付に次に掲げるものとする。

一 法第六十六条の二十七の登録の意義
一 当該信用格付業者の商号又は名称及び登録番号
一 当該信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報の公表状況その他の事情を勘案して、有効期間を定めて指定した者(以表状況その他の事情を勘案して、有効期間を定めて指定した者(以表状況その他の事情を勘案して、有効期間を定めて指定した者(以表状況その他の事情を勘案して、有効期間を定めて指定した者(以表状況その他の事情を勘案して、有効期間を定めて指定した者(以表状況を)という。)の付与した信用格付が表状況を可能を対象の表状況を表示するのというに表状況を対象を当該である。

五.

信用格付の前提、意義及び限界

信用格付業者から入手する方法

四に信用格付の前提、意義及び限界	方針及び方法の概要	三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる	ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地	の氏名又は名称	管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)	を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は	ロ 法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの	イ 商号、名称又は氏名	事項	五十三の十七において同じ。) を付与した者に関する次に掲げる	付をいう。以下この条、第三十四条の二の三十及び第三十四条の	二 信用格付 (金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格	一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義	掲げるものとする。	七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に	引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十	第十四条の十一の三十 法第十三条の四において準用する金融商品取	(信用格付業者の登録の意義その他の事項)	改 正 案
四 信用格付の前提、意義及び限界	方針及び方法の概要	三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる	ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地	の氏名又は名称	管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)	を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は	ロ 法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの	イ 商号、名称又は氏名	事項	五十三の十七において同じ。)を付与した者に関する次に掲げる	付をいう。以下この条、第三十四条の二の三十及び第三十四条の	二 信用格付 (金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格	一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義	掲げるものとする。	七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に	引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十	第十四条の十一の三十 法第十三条の四において準用する金融商品取	(信用格付業者の登録の意義その他の事項)	現

の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他法第十三条の四において輝用する金融商品取引法第三十四条の五十二十二条の四において 中間で、)の付与した信用格付については、三の十七第二項において同じ。)の付与した信用格付については、三の十七第二項において同じ。)の付与した信用格付については、三の十七第二項において同じ。)の付与した信用格付については、三の十七第二項において第三項及び第三十四条の五十二の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義の事項として内閣所名で気をを事項に、 どに対じるもの

登録番号

| 百十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び| 百十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び| 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第

。) を示すものとして使用する呼称 第三号及び第三十四条の五十三の十七第二項第三号において同じ 五項に規定する信用格付業をいう。第三十四条の二の三十第二項 当該特定関係法人が信用格付業(金融商品取引法第二条第三十

号に規定する信用格付業者から入手する方法 めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二 の信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた

五 信用格付の前提、意義及び限界

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十四条の二の三十善法第五十二条の二の五において準用する金融

(新設)

2

(信用格付業者の登録の意義その他の事項

商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、開三十四条の二の三十、法第五十二条の二の五において準用する金融

次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
- 一 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

7 商号、名称又は氏名

の氏名又は名称 であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は管理人) であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は ですが の こう おん (法人でない) であるもの にあって おん (法人でない) であるもの にあって にっぱい にんしゅう はん (法人でない) であるもの にん (法人でない) でん (法人でない) でん (まん) にん (まん) にん) にん (まん) にん (まん) にん (まん) にん (まん) にん (まん) にん) にん (まん) にん) にん (まん) にん) にん (まん) にん (まん) にん (まん) にん (まん) にん (まん) にん) にん (まん) にん (まん) にん) にん (まん) にん) にん (まん) にん (まん) にん) にん) にん (まん) にん) にん (まん) にん) にん) にん (まん) にん) にん) にん (まん) にん) に

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

方針及び方法の概要 - 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる

四 信用格付の前提、意義及び限界

2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人の付与した信用格付につ

三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるもいては、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第

のとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

登録番号

一 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第二

めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた三 当該特定関係法人が信用格付業を示すものとして使用する呼称

次に掲げるものとする。

- 二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

方針及び方法の概要 - 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる

信用格付の前提、意義及び限界

(新設)

兀

号に規定する信用格付業者から入手する方法

五 信用格付の前提、意義及び限界

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

事項は、次に掲げるものとする。 する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める 第三十四条の五十三の十七 法第五十二条の四十五の二において準用 第

- 一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
- 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

商号、名称又は氏名

の氏名又は名称管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人と含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの

ハー本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

方針及び方法の概要 - 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる

四 信用格付の前提、意義及び限界

2

前項の規定にかかわらず、

るものとする。 法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げいては、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

事項は、次に掲げるものとする。 する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める第三十四条の五十三の十七 法第五十二条の四十五の二において準用

- 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
- 一 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

の氏名又は名称 でま人(法人でない団体で代表者又は管理人) であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は管理人) にあるときは、役員(法人でない団体で代表者又は

信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いるハー本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

四 信用格付の前提、意義及び限界

方針及び方法の概要

(新設)

特定関係法人の付与した信用格付につ

五. 三 当該特定関係法人が信用格付業を示すものとして使用する呼称 二 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第 登録番号 号に規定する信用格付業者から入手する方法 めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二 百十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び 信用格付の前提、意義及び限界 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた

十五 長期信用銀行法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十三号)

	する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第百十六条の事事の
(新設)	2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人(金融商品取引業等に関
四 信用格付の前提、意義及び限界	四 信用格付の前提、意義及び限界
方針及び方法の概要	方針及び方法の概要
三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる	三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる
ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地	ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
の氏名又は名称	の氏名又は名称
管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)	管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)
を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は	を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は
ロ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの	ロ 法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの
イ 商号、名称又は氏名	イ 商号、名称又は氏名
に掲げる事項	に掲げる事項
付をいう。以下この条において同じ。)を付与した者に関する次	付をいう。以下この条において同じ。)を付与した者に関する次
二 信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格	二 信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格
一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義	一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。	項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。
定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事	定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事
第二十六条の二の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規	第二十六条の二の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規
(信用格付業者の登録の意義その他の事項)	(信用格付業者の登録の意義その他の事項)
現行	改正案

の他の事項として内閣府令で定める事項は、 三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義そ の付与した信用格付については、 「項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。) 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義 準用金融商品取引法第三十八条第 次に掲げるものとする

- 三 当該特定関係法人が信用格付業 登録番号 百十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第 (金融商品取引法第二条第三十
- 呼称 号に規定する信用格付業者から入手する方法 めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二 五項に規定する信用格付業をいう。 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた)を示すものとして使用する

五.

信用格付の前提、意義及び限界

する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう	2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人(金融商品取引業等に関 (新設)	四に信用格付の前提、意義及び限界四に信用格付の前提、意義及び限界	方針及び方法の概要 方針及び方法の概要	三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる 三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる	ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地 ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在	の氏名又は名称 の氏名又は名称	管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人) 管理人の定めのあるものにあ	を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は を含む。)であるときは、役員	ロ 法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの ロ 法人 (法人でない団体で代表)	イ 商号、名称又は氏名 イ 商号、名称又は氏名	に掲げる事項	付をいう。以下この条において同じ。)を付与した者に関する次 付をいう。以下この条においてI	二 信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格 二 信用格付(金融商品取引法第1	一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義 ー 一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義	して内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 して内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。	る金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項と る金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その	第百七十条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定す 第百七十条の二十八 準用金融商品時	(信用格付業者の登録の意義その他の事項) (信用格付業者の登録の意義その他の事項)	改 正 案
				1用格付を付与するために用いる	(は事務所の名称及び所在地		管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)	を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は	でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの			この条において同じ。)を付与した者に関する次	信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格	一十七の登録の意義	掲げるものとする。	-七の登録の意義その他の事項と	準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定す	[の事項)	行

事項は、次に掲げるものとする。十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六の以下この項において同じ。)の付与した信用格付については、準

- 一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
- 三 当該特定関係法人が信用格付業(金融商品取引法第二条第三十百十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び百十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び
- | 一号に規定する信用格付業者から入手する方法 | 四 | 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた | 呼称 | 呼称 | で称 | で称 | であれて | であ

五.

信用格付の前提、意義及び限界

十七 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)	評価を対象とするものと認められるものを除く。) 終に係る有価証券又は当該有価証券の発行者の信用状態に関する	第二条第三十四項に規定する信用格付(実質的に当該特定信託契	の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする金融商品取引法	外の有価証券又は当該特定信託契約に係る有価証券の発行者以外	二 前号に掲げるもののほか、当該特定信託契約に係る有価証券以	められるものを除く。)	該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とするものと認	融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付(実質的に当	おいて同じ。)の原資産の信用状態に関する評価を対象とする金	条第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。以下この号に	関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第二百九十五	一 当該特定信託契約に係る資産証券化商品(金融商品取引業等に	ものとする。	第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる	第三十一条の二十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法	(投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付)	改正案
(信用格付業者の登録の意義その他の事項)	格付を除く。) 格付を除く。)		の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする信用格付(実質	外の有価証券又は当該特定信託契約に係る有価証券の発行者以外	二 前号に掲げるもののほか、当該特定信託契約に係る有価証券以		対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。)	用格付(実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を	おいて同じ。)の原資産の信用状態に関する評価を対象とする信	条第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。以下この号に	関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第二百九十五	一 当該特定信託契約に係る資産証券化商品(金融商品取引業等に	ものとする。	第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる	第三十一条の二十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法	(投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付)	現

第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる第三十一条の二十四 法第二条の二において準用する金融商品取引法

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

ものとする。

に掲げる事項 (付をいう。以下この条において同じ。)を付与した者に関する次一 信用格付 (金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格

- 商号、名称又は氏名

- の名称又は氏名管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又はロー法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの
- 四 信用格付の前提、意義及び限界
- 定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規 。以下この項において同じ。)の付与した信用格付については、法 。 が項の規定にかかわらず、特定関係法人(金融商品取引業等に関

第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる第三十一条の二十四 法第二条の二において準用する金融商品取引法

ものとする。

- 十七の登録の意義法第二条の二において準用する金融商品取引法第六十六条の二
- 一 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

口

の名称又は氏名管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又はを含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの

方針及び方法の概要 - 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いるハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

四 信用格付の前提、意義及び限界

(新設)

五. 三 当該特定関係法人が信用格付業 (金融商品取引法第二条第三十 登録番号 呼称 号に規定する信用格付業者から入手する方法 めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二 五項に規定する信用格付業をいう。)を示すものとして使用する 百十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第 信用格付の前提、意義及び限界 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた

付については、 百三十四条の二十六の二 他の事項)に規定する特定関係法人をいう。 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内 第 一項において同じ。 以下この項及び第二 の付与した信用格

閣府令で定める事項は、 次に掲げるものとする。

金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

登録番号 百十六条の三第二 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第 二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び

る呼称 五項 (定義) 十六の二第二項第三号において同じ。 当該特定関係法人が信用格付業 に規定する信用格付業をいう。 (金融商品取引法第二条第三十)を示すものとして使用す 第二百三十四条の一

号に規定する信用格付業者から入手する方法 めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第1 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた

Ŧī. 信用格付の前提、 意義及び限界

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第二百三十四条の二十六の二 準用金融商品取引法第三十八条第三号 に規定する内閣府令で定める事項は、 次に掲げるものとする。

金融商品取引法第六十六条の二十七(登録) の登録の意義

信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

商号、 名称又は氏名

商号、

名称又は氏名

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第一 に規定する内閣府令で定める事項は、 一百三十四条の二十六の二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項 金融商品取引法第六十六条の二十七(登録) 準用金融商品取引法第三十八条第三号 次に掲げるものとする。 の登録の意義

- 16 -

- 法人であるときは、役員の氏名又は名称
- 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
- 方針及び方法の概要 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる
- 兀 信用格付の前提、意義及び限界
- 2 いては、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令 前項の規定にかかわらず、特定関係法人の付与した信用格付につ
- で定める事項は、 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義 次に掲げるものとする。
- 登録番号 百十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第
- 兀 めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第1 当該特定関係法人が信用格付業を示すものとして使用する呼称 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた
- 信用格付の前提、 意義及び限界

号に規定する信用格付業者から入手する方法

五.

- 法人であるときは、役員の氏名又は名称
- 三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
- 信用格付の前提、意義及び限界

方針及び方法の概要

(新設)

兀

第三十条の二十五 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する (信用格付業者の登録の意義その他の事項)	第三十条の二十五 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する (信用格付業者の登録の意義その他の事項)
杯代を除く	言何を文章とできすのと言められるすのを除く
各分が会が、	平面が対象にするこうでは忍かってるこうでを余く。
の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用	約に係る有価証券又は当該有価証券の発行者の信用状態に関する
的に当該特定信託契約に係る有価証券又は当該有価証券の発行者	第二条第三十四項に規定する信用格付(実質的に当該特定信託契
の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする信用格付(実質	の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする金融商品取引法
外の有価証券又は当該特定信託契約に係る有価証券の発行者以外	外の有価証券又は当該特定信託契約に係る有価証券の発行者以外
二 前号に掲げるもののほか、当該特定信託契約に係る有価証券以	二 前号に掲げるもののほか、当該特定信託契約に係る有価証券以
	められるものを除く。)
対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。)	該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とするものと認
用格付(実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を	融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付(実質的に当
おいて同じ。)の原資産の信用状態に関する評価を対象とする信	おいて同じ。)の原資産の信用状態に関する評価を対象とする金
条第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。以下この号に	条第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。以下この号に
関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第二百九十五	関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第二百九十五
一 当該特定信託契約に係る資産証券化商品(金融商品取引業等に	一 当該特定信託契約に係る資産証券化商品(金融商品取引業等に
内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
第三十条の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する	第三十条の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する
(投資家の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付)	(投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付)
現	改正案

内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
- 付をいう。以下この条において同じ。) を付与した者に関する次二 信用格付 (金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格

に掲げる事項

- 7 商号、名称又は氏名
- の名称又は氏名であるものにあっては、その代表者又は管理人で含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は日、法人(法人でない団体で代表者又は日、法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの
- ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
- 方針及び方法の概要信用格付を付与するために用いる
- 四 信用格付の前提、意義及び限界
- | 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
- 登録番号

 百十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び一百十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び二 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第

内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 準用金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
- 二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)を含む。) であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は口 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの

の名称又は氏名

方針及び方法の概要 - 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いるハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

四 信用格付の前提、意義及び限界

(新設)

五. 呼称 号に規定する信用格付業者から入手する方法 めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二 五項に規定する信用格付業をいう。)を示すものとして使用する 当該特定関係法人が信用格付業 信用格付の前提、意義及び限界 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた (金融商品取引法第二条第三十

する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第百十六条の三第	2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人(金融商品取引業等に関 (四 信用格付の前提、意義及び限界	方針及び方法の概要	三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる	ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地	の氏名又は名称	管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)	を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は	ロ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの	イ 商号、名称又は氏名	に掲げる事項	付をいう。以下この条において同じ。)を付与した者に関する次	二 信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格	一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義	て内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。	金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項とし	第百十条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する 第:	(信用格付業者の登録の意義その他の事項)	改正案
	(新設)	四 信用格付の前提、意義及び限界	方針及び方法の概要	三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる	ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地	の氏名又は名称	管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)	を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は	ロ 法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの	イ 商号、名称又は氏名	に掲げる事項	付をいう。以下この条において同じ。)を付与した者に関する次	二 信用格付 (金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格	一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義	て内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。	金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項とし	第百十条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する	(信用格付業者の登録の意義その他の事項)	現行

三 当該特定関係法人が信用格付業 五. の他の事項として内閣府令で定める事項は、 三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義そ の付与した信用格付については、 一項に規定する特定関係法人をいう。 呼称 号に規定する信用格付業者から入手する方法 めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二 登録番号 五項に規定する信用格付業をいう。 百十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第 信用格付の前提、 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義 意義及び限界 準用金融商品取引法第三十八条第 (金融商品取引法第二条第三十)を示すものとして使用する 以下この項において同じ。) 次に掲げるものとする

	する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう
(新設)	2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人(金融商品取引業等に関
四 信用格付の前提、意義及び限界	四 信用格付の前提、意義及び限界
方針及び方法の概要	方針及び方法の概要
三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる	三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる
ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地	ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
の氏名又は名称	の氏名又は名称
管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)	管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)
を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は	を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は
ロ 法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの	ロ 法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの
イ 商号、名称又は氏名	イ 商号、名称又は氏名
に掲げる事項	に掲げる事項
付をいう。以下この条において同じ。)を付与した者に関する次	付をいう。以下この条において同じ。)を付与した者に関する次
二 信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格	二 信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格
一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義	一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
るものとする。	るものとする。
法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げ	法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げ
第二百三十四条の三 法第百九十七条において準用する金融商品取引	第二百三十四条の三 法第百九十七条において準用する金融商品取引
(信用格付業者の登録の意義その他の事項)	(信用格付業者の登録の意義その他の事項)
現行	改正案

規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に。以下この項において同じ。)の付与した信用格付については、法

- 一金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
- 登録番号

 百十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び百十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び二 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第二

五.

信用格付の前提、

意義及び限界

号に規定する信用格付業者から入手する方法

二十七 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令(平成十二年総理府令第 百三十号)

	する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する。
(新設)	2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人(金融商品取引業等に関
四に信用格付の前提、意義及び限界	四に信用格付の前提、意義及び限界
方針及び方法の概要	方針及び方法の概要
三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる	三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる
ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地	ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
の氏名又は名称	の氏名又は名称
管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)	管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)
を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は	を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は
ロ 法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの	ロ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの
イ 商号、名称又は氏名	イ 商号、名称又は氏名
に掲げる事項	に掲げる事項
付をいう。以下この条において同じ。)を付与した者に関する次	付をいう。以下この条において同じ。)を付与した者に関する次
二 信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格	二 信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格
一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義	一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
府令で定める事項は、次に掲げるものとする。	府令で定める事項は、次に掲げるものとする。
第十六条の三 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣	第十六条の三 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣
(信用格付業者の登録の意義その他の事項)	(信用格付業者の登録の意義その他の事項)
現行	改正案

項は、次に掲げるものとする。用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事の以下この項において同じ。)の付与した信用格付については、準

- 一金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
- 登録番号 | 登録番号 | 登録番号 | 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第二 | 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第
- めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた呼称 呼称 (金融商品取引法第二条第三十三) 当該特定関係法人が信用格付業(金融商品取引法第二条第三十三

五.

二十八 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令(平成十二年総理府令第百三十一号)

。以下10頁とおゝて司シ。20寸チンと言用各寸とつゝては、進する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう 前項の規定にかかわらず、特定関係法人(金融商品取引業等に関 (新設)	四に信用格付の前提、意義及び限界の関係を関係している。 にんしゅ にっぽん にんしゅん 四の 信用格付の前提	方針及び方法の概要 方針及び方法の概	三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる 三 信用格付を付与	ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地 ハ 本店その他の	の氏名又は名称	管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人) 管理人の定めの	を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は を含む。)であ	ロ 法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの ロ 法人 (法人で	イ 商号、名称又は氏名 イ 商号、名称又	に掲げる事項	付をいう。以下この条において同じ。)を付与した者に関する次 付をいう。以下こ	二 信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格 二 信用格付(金融	一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義 ー 一 金融商品取引法	府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 府令で定める事項は	第十六条の三 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣 第十六条の三 準用金	(信用格付業者の登録の意義その他の事項) (信用格付業者の登	改正案
	信用格付の前提、意義及び限界	概要	三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる	本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地		管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)	を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は	法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの	又は氏名		以下この条において同じ。)を付与した者に関する次	信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格	金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義	府令で定める事項は、次に掲げるものとする。	準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣	登録の意義その他の事項)	現行

項は、 用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事 次に掲げるものとする。

- 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
- 登録番号 百十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第
- 呼称 めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二 五項に規定する信用格付業をいう。 当該特定関係法人が信用格付業 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた (金融商品取引法第二条第三十)を示すものとして使用する

号に規定する信用格付業者から入手する方法

五.

信用格付の前提、

意義及び限界

(禁止行為に関する経過措置) (禁止行為に関する内閣所令第二百九十五条第三中国に起する信用格付を付与した者が当該信用格付を付与した者が自動を開するという。 (禁止行為に関すると対して使用する呼称 (禁止行為に関すると対して使用する呼称 (禁止行為に関すると対して使用する呼称 (禁止行為に関する内閣所令第二百九十五条第三中第十号に規定する関係法人をいう。以下に対して対して使用する所能が表しませば、対して対し、対しに対しに対し、対しに対しに対し、対しに対し、対しに対し、対しに対し、対しに対し、対しに対し、対しに対し、対しに対し、対しに対し、対しに対し、対しに対し、対し、対しに対しが対し、対しに対しが対し、対しに対し、対しに対しに対しが対し、対しに対しに対しが対しが対しが対しに対しが対しに対しに対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対	改正案
(新設) 附 則	
	現
	行

るものとすることができる。 適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、前項各号に掲げる改正後の銀行法施行規則第十四条の十一の三十第一項の規定の

- 3 平成二十二年十二月三十一日までの間における第十四条の規定に3 平成二十二年十二月三十一日までの間における第十四条の規定の
- | 本成二十二年十二月三十一日までの間における第十四条の規定に | 本の通用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げる事項に代えて、第一項の規定に
- 項各号に掲げるものとすることができる。 項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一 よる改正後の長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十八第一 の表現に行って、第一 の規定の間における第十五条の規定に の規定に
- る事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。三十一条の二十四第一項の規定の適用については、同項各号に掲げよる改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第平成二十二年十二月三十一日までの間における第十七条の規定に

- 項各号に掲げるものとすることができる。 項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一 よる改正後の保険業法施行規則第五十二条の十三の二十三の三第一 ののには、同項各号に掲げる事項に代えて、第一 ののによける第二十条の規定に
- げるものとすることができる。 適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲による改正後の信託業法施行規則第三十条の二十五第一項の規定の12 平成二十二年十二月三十一日までの間における第二十一条の規定
- 項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。 十条の二十八第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第百
- 項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。 三十四条の三第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百 平成二十二年十二月三十一日までの間における第二十六条の規定
- 的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令第十六条による改正後の資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目3 平成二十二年十二月三十一日までの間における第二十七条の規定

14 ものとすることができる。 係る行為規制等に関する内閣府令第十六条の三第一項の規定の適用 の三第一項の規定の適用については、 については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げる による改正後の特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に 平成二十二年十二月三十一日までの間における第二十八条の規定 第一項各号に掲げるものとすることができる。 同項各号に掲げる事項に代え

第十条・第十一条 (略)

第九条・第十条(略)